

○ 銀行法施行規則第十四条の五第四項及び第三十四条の十五第五項の規定に基づき銀行法第十四条の二第二号及び第五十二条の二十五に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督省告示第三十三号）

大蔵省告示第三十三号

改 正 案

（国際統一基準行）

第一条 （略）

2 前項に定める銀行又は銀行持株会社の子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。次条第二項において同じ。）に銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第三項

に規定する関連法人等が含まれる場合の国際基準行調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した連結普通株式等Tier1資本の額、連結その他Tier1資本の額及び連結Tier2資本の額の合計額に当該銀行又は当該銀行持株会社の関連法人等（銀行法施行規則第十四条の四第二号に規定する関連法人等をいう。第四項において同じ。）の単体普通株式等Tier1資本の額（自己資本比率告示第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本の額をいう。第四項において同じ。）に相当する額、単体その他Tier1資本の額（自己資本比率告示第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本の額をいう。第四項において同じ。）に相当する額及び単体Tier2資本の額（自己資本比率告示第十四条第三号の算式におけるTier2資本の額をいう。第四項において同じ。）に相当する額の合計額を加えたも

現 行

（国際統一基準行）

第一条 （略）

2 前項に定める銀行又は銀行持株会社の子会社等（銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に関連法人等（銀行法施行規則第十四条の四に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）が含まれる場合の国際基準行調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した連結普通株式等

Tier1資本の額、連結その他Tier1資本の額及び連結Tier2資本の額の合計額に当該関連法人等の単体普通株式等Tier1資本の額、連結その他Tier1資本の額及び連結Tier2資本の額の合計額に当該関連法人等の単体普通株式等Tier1資本の額（自己資本比率告示第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本の額をいう。第四項において同じ。）に相当する額、単体その他Tier1資本の額（自己資本比率告示第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本の額をいう。第四項において同じ。）に相当する額及び単体Tier2資本の額（自己資本比率告示第十四条第三号の算式におけるTier2資本の額をいう。第四項において同じ。）に相当する額の合計額を加えたものとする。

ものとする。

3 (略)

4 前項の規定は、関連法人等の単体普通株式等 Tier 1 資本の額に相当する額、単体その他 Tier 1 資本の額に相当する額及び单体 Tier 2 資本の額に相当する額の算定について準用する。

5 第一項に定める銀行又は同項に定める銀行若しくは銀行持株会社の子会社等（銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。次条第三項において同じ。）のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。次条第三項において「兼営法」という。）に基づき信託業務を営む銀行がある場合には、第一項又は第二項の兼営法」という。）に基づき信託業務を営む銀行がある場合には、第一項又は第二項の国際基準行調整自己資本額に当該信託業務を営む銀行の特別留保金及び債権償却準備金の額を加えるものとする。

（国内基準行）

第二条 (略)

2 海外営業拠点を有しない銀行又は前項の銀行持株会社の子会社等に令第四条の二第三項に規定する関連法人等が含まれる場合の国内基準行調整自己資本額は、同項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した自己資本比率告示第十四条の算式における自己資本の額に当該銀行又は当該銀行持株会社の銀行法施行規則第十四条の四第二号に規定する関連法人等の自己資本比率告示第三十七条の算式における自己資本の額に相当する額をそれぞれ加えたものとする。

3 (略)

4 前項の規定は、第二項の関連法人等の単体普通株式等 Tier 1 資本の額に相当する額、単体その他 Tier 1 資本の額に相当する額及び单体 Tier 2 資本の額に相当する額の算定について準用する。

5 第一項に定める銀行又は同項に定める銀行若しくは銀行持株会社の子会社等のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。次条第三項において「兼営法」という。）に基づき信託業務を営む銀行がある場合には、第一項又は第二項の国際基準行調整自己資本額に当該信託業務を営む銀行の特別留保金及び債権償却準備金の額を加えるものとする。

（国内基準行）

第二条 (略)

2 海外営業拠点を有しない銀行又は前項の銀行持株会社の子会社等に令第四条の二第三項に規定する関連法人等が含まれる場合の国内基準行調整自己資本額は、同項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式における自己資本の額に当該銀行又は当該銀行持株会社の銀行法施行規則第十四条の四第二号に規定する関連法人等の自己資本比率告示第三十七条の算式における自己資本の額に相当する額をそれぞれ加えたものとする。

に相当する額をそれぞれ加えたものとする。

3

(略)